北 海 道 胆 振 地 域
公 共 交 通 計 画

2024 ▶ 2028

胆振地域の公共交通に係る全ての関係者が

主体性を持ち維持確保する持続可能な公共交通ネットワークの構築

令和 6（2024）年 3 月

北海道胆振地域公共交通活性化協議会

北海道胆振地域公共交通計画　目次

第１章 はじめに 1
　｜１-１｜ 計画策定の趣旨 1
　｜１-２｜ 計画の区域 2
　｜１-３｜ 計画の期間 2
　｜１-４｜ 計画の構成 3
第２章 関係法令、上位・関連計画と本計画の位置づけ..... 4
　｜２-１｜ 関係法令 4
　｜２-２｜ 上位・関連計画 6
　｜２-３｜ 地域公共交通計画の位置づけ及び本地域における公共交通の位置づけ..... 33
第３章 地域の概況 37
　｜３-１｜ 地勢・地理 37
　｜３-２｜ 社会状況 42
　｜３-３｜ 公共交通の現状 64
第４章 地域の移動特性・ニーズ 96
　｜４-１｜ 本地域を中心とした移動状況..... 96
　｜４-２｜ 公共交通に係る各種調査結果の整理..... 98
第５章 各種調査結果等から抽出された課題の整理..... 140
　｜５-１｜ 胆振地域の公共交通における地域別の課題..... 140
　｜５-２｜ 胆振地域の公共交通における全体の課題..... 150
　｜５-３｜ 胆振地域の公共交通の課題のまとめ..... 151
第６章 基本的な方針及び計画目標 152
　｜６-１｜ 求められる公共交通の役割及び課題から導き出される将来像・基本方針..... 152
　｜６-２｜ 公共交通の利用促進等に向けた取組方針及び維持確保の方針..... 156
　｜６-３｜ 公共交通の利用促進等に向けた取組方針及び維持確保の方針まとめ..... 165
第７章 目標を達成するための施策・事業..... 167
　｜７-１｜ 目標達成のための施策・事業の位置づけ..... 167
　｜７-２｜ 各施策・事業の実施方針 168
第８章 計画の進捗管理及び管理体制 179
　｜８-１｜ 評価指標の設定 179
　｜８-２｜ 計画の進捗管理体制 182
　｜８-３｜ 評価・検証に向けた PDCA サイクルの構築..... 184
　｜８-４｜ 今後の協議会の開催スケジュール（案）..... 185
■附属資料 186

第１章　はじめに

|１-１|　計画策定の趣旨

北海道胆振地域は北海道の中南部に位置し、東西に広がった 4 市 7 町で構成されています。温暖な気候を生かした農業、噴火湾・太平洋海域の特性を生かした水産業、鉄鋼などの工業や日本有数の温泉地を中心とした観光と、各産業のバランスがとれた地域です。

本地域の公共交通ネットワークは、これら産業に加え、住民の生活移動を支える交通網として発展してきました。

令和 5（2023）年現在、本地域の公共交通は、鉄道・都市間バス・路線バスが運行されています。

また、鉄道や路線バスでは賄いきれない需要をカバーする役割として、ハイヤー・タクシーが運行されているほか、各市町においてコミュニティバスや乗合交通等のコミュニティ交通が運行しています。

一方で、人口減少・少子高齢化やモータリゼーションの進行等により、本地域の公共交通利用者は減少の一途をたどっており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等により、公共交通利用者の減少に拍車がかかったほか、公共交通の運行を支えてきた運転手や運行管理者、整備士等の安全運行の担い手不足が深刻化している状況です。

このような状況下で、令和 2（2020）年 11 月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」においては、地方公共団体が主体的に地域公共交通の持続的な提供に向けて取り組むこととされており、本地域の生活及び各産業を支える交通手段の維持確保に向け、北海道、管内市町、国、交通事業者等の関係者が連携し、将来にわたり持続可能な地域公共交通のあり方を検討し、その実現に向けて取り組む必要があります。

このような背景を踏まえ、地域住民の生活や各産業を支える交通手段を維持確保し、持続可能な交通体系を構築していくため、本地域における地域公共交通のマスタープランとなる「北海道胆振地域公共交通計画」を策定します。

|1-2| 計画の区域

本計画の対象区域は、胆振総合振興局管内の 11 市町とします。

なお、住民の生活移動等の状況を踏まえて、本地域を「西部地域」「中部地域」「東部地域」の３つに分け、「室蘭市」は西部地域及び中部地域、「苫小牧市」は中部地域及び東部地域に属することとします。

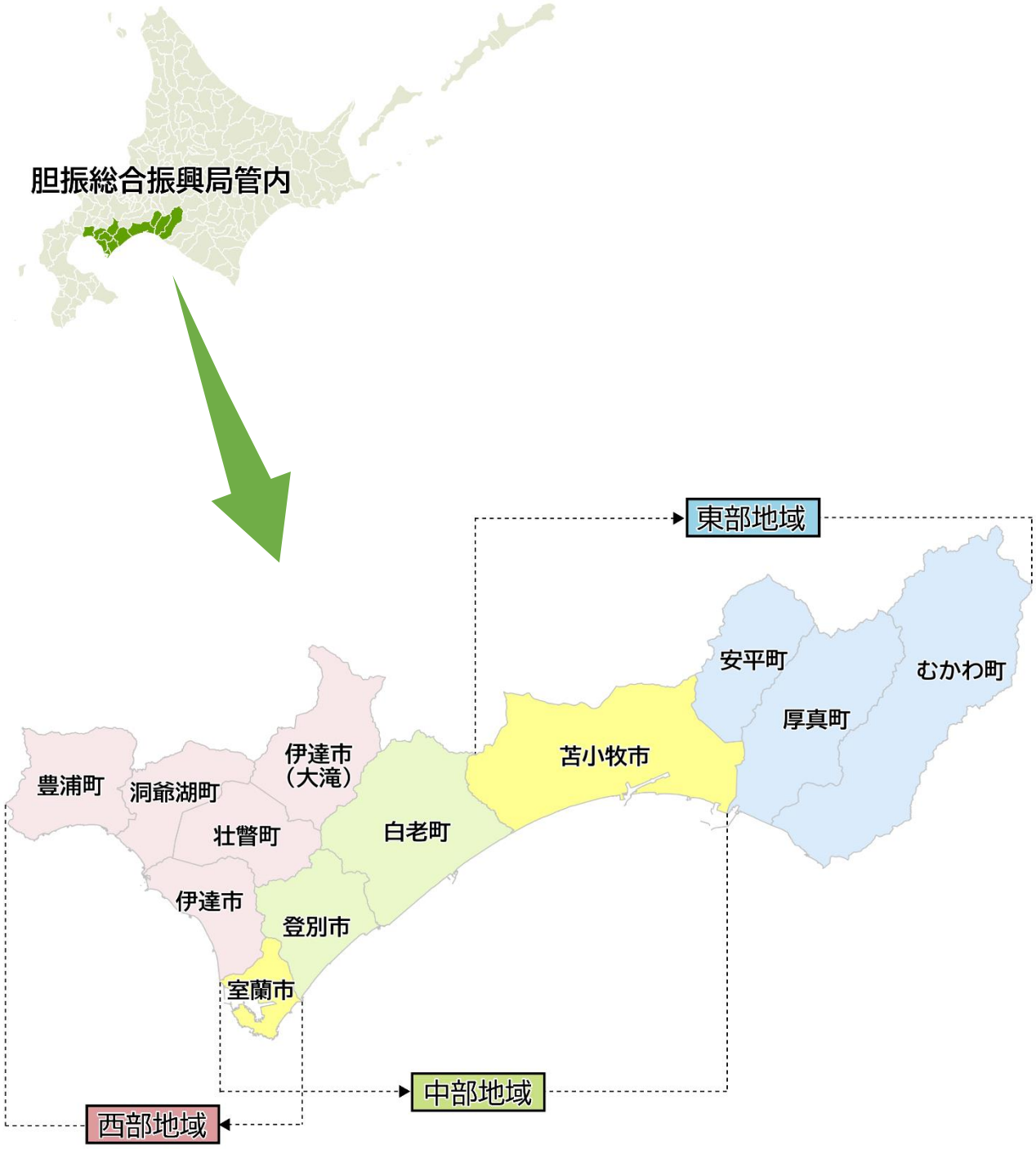

出典：国土数値情報「行政区域データ」_国土交通省をもとに作成

https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/ksj.html

図 1-1 対象区域

|1-3| 計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間とします。

|1-4| 計画の構成

本計画は、以下の構成からなります。

第１章　はじめに

●計画策定の趣旨、●計画の区域、●計画の期間、●計画の構成

【現況と課題の把握】

【現況の整理】

第２章　関係法令、上位・関連計画と本計画の位置づけ

●関係法令

●上位・関連計画

●地域公共交通計画の位置づけ及び本地域における公共交通の位置づけ

第３章　地域の概況

●地勢・地理

●社会状況

●公共交通の現状

第４章　地域の移動特性・ニーズ

●本地域を中心とした移動状況

●公共交通に係る各種調査結果の整理

【課題の整理】

第５章　各種調査結果等から抽出された課題の整理

●胆振地域の公共交通における地域別の課題

●胆振地域の公共交通における全体の課題

●胆振地域の公共交通の課題のまとめ

第６章　基本的な方針及び計画目標

●求められる公共交通の役割及び課題から導き出される将来像・基本方針

●公共交通の利用促進等に向けた取組方針及び維持確保の方針

●公共交通の利用促進等に向けた取組方針及び維持確保の方針まとめ

第７章　目標を達成するための施策・事業

●目標達成のための施策・事業の位置づけ

●各施策・事業の実施方針

第８章　計画の進捗管理及び管理体制

●評価指標の設定

●計画の進捗管理体制

●評価・検証に向けた PDCA サイクルの構築

●今後の協議会の開催スケジュール（案）

図 1-2　計画の構成

第２章　関係法令、上位・関連計画と本計画の位置づけ

｜2-1｜　関係法令

国は「交通政策基本法」、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、交通施策に関する基本理念や基本事項、地方公共団体による計画策定等を定めており、本計画はこれらに基づき策定をします。

（1）交通政策基本法

表 2-1　交通政策基本法の概要

施行日	平成 25（2013）年 12 月 4 日
最新の改正	令和 2（2020）年 12 月 9 日
目的	交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る
概要	**■基本的認識** ●交通の果たす機能 ①国民の自立した生活の確保 ②活発な地域間交流・国際交流 ③物資の円滑な流通 ●国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要 **■交通機能の確保・向上** ●少子高齢化の進展等に対応しつつ、「①豊かな国民生活の実現」、「②国際競争力の強化」、「③地域の活力の向上」に寄与 ●大規模災害に的確に対応 **■環境負荷の低減** ●交通による環境への負荷の低減を図る **■様々な交通手段の適切な役割分担と連携** ●交通手段の特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携する **■交通の安全の確保** ●交通安全対策基本法等に基づく交通安全施策と十分に連携する

（2）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

表 2-2　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要

施行日	平成 19（2007）年 10 月 1 日
最新の改正	令和 5（2023）年 10 月 1 日
目的	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会に寄与すること
概要	**■地域が自らデザインする地域の交通** ●地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成 ・地方公共団体による地域公共交通計画（マスタープラン）の作成の努力義務化 ・地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け ・定量的な目標（利用者数・収支・公的資金投入額等）の設定、毎年度の評価を行う ●地域における協議の促進 **■移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実** ●輸送資源の総動員による移動手段の確保 ・路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、新たな事業者を選定する事業を創設 ・自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理・車両整備管理で協力する制度を創設 ・自家用有償旅客運送について、地域住民だけではなく観光客も含む来訪者も対象として明確化 ・鉄道や乗合バス等において貨客混載を行う事業を創設 ●既存の公共交通サービスの改善の徹底 ・等間隔運行や定額制乗り放題運賃、乗継割引運賃等のサービス改善を促進 **■地域公共交通の「リ・デザイン」** ●地域の関係者の連携と協働の促進 ・目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加 ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加 ●ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充 ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」を創設 ●バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充 ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設 ・AI オンデマンド、キャッシュレス決済、EV バスの導入等の交通 DX・GX を推進する事業を創設 ●鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設 ・地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする協議運賃制度を創設

|2-2| 上位・関連計画

（1）北海道の各種計画

北海道の各種計画では、公共交通について、国や各市町村と連携した取組の推進、MaaS の概念を踏まえた先端技術の活用、地域関係者・交通事業者・物流事業者などが一体となった取組の推進、交通モード間の連携によるシームレスな公共交通の検討等を行うこととしています。

表 2-3 北海道の各種計画における公共交通に関する施策（1/2）

計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北海道総合計画 -輝き続ける北海道- 平成 28（2016）年度 ～令和 7（2025）年度	**■連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成** ・地域交通の安定的な確保に向けて、国の支援制度を最大限活用しながら、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組む ・幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整えながら利便性が高くストレスのない公共交通の実現に向けて取り組む
第 2 期 北海道創生総合戦略 令和 2（2020）年度 ～令和 6（2024）年度	**■地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・確保** ・地域の暮らしや産業経済を支える安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保に向け、MaaS の展開による交通の利便性向上や、幹線やラストワンマイルでの共同輸送など、地域関係者・交通・物流事業者等と一体となった取組を進める ・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる ・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実情に応じた地域交通の確保のための取組を促進する
北海道交通政策総合指針 平成 30（2018）年度 ～令和 12（2030）年度	**■道民の暮らしや経済活動を支える公共交通ネットワーク** ・持続的な公共交通ネットワークの維持・確保に向け、交通・物流の効率化や省力化を図るとともに、関係者が連携した取組を進める ・鉄道やバス路線の持続的な維持・確保に向けて関係者が連携して取り組むとともに、コミュニティバスやデマンド交通など地域の実情に応じた交通手段の確保に向けた取組を促進する ・過疎地等において路線バスやタクシーとの貨客混載など、異業種間の連携による輸送の効率化を進める
北海道交通政策総合指針・重点戦略【2021-2025】 令和 3（2021）年度 ～令和 7（2025）年度	**■シームレス交通戦略** ・MaaS 等シームレス交通の全道展開を図る ・持続的な鉄道網の確立に向けた取組を進める ・交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上を図る ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革を図る **■地域を支える人・モノ輸送戦略** ・地域における最適な交通モードの検討を行う **■インバウンド加速化戦略** ・交通情報提供機能と案内表示等の充実を行う ・バリアフリー環境の充実を行う

表 2-4　北海道の各種計画における公共交通に関する施策（2/2）

計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北海道新広域道路交通ビジョン・計画 令和 3（2021）年度から 概ね 20～30 年間	**■交通・防災拠点の基本方針** ・札幌都心部や圏域中心都市、地方部の市街地における交通結節機能を強化する ・道の駅等を活用した輸送拠点を構築する ・広域的な復旧・復興活動の拠点として、道の駅の防災機能を強化する
第 11 次北海道交通安全計画 令和 3（2021）年度 ～令和 7（2025）年度	**■公共交通機関等における一層の安全の確保** ・公共交通機関等の一層の安全を確保するため、保安監査の充実・強化を図るとともに、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善する
第 5 期北海道観光のくにづくり行動計画 令和 3（2021）年度 ～令和 7（2025）年度	**■観光インフラの強靭化** ・MaaS 等シームレス交通の全道展開 ・鉄道の輸送機能等の充実 ・交通ネットワークの利便性向上に取り組む ・道内観光地間を快適に移動できる二次交通の形成
新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 平成 29（2017）年度以降 概ね 10 年間	**■地域の特色を生かした産業の活性化** ・空港を核とした広域観光の振興を促進していくとともに、北海道新幹線の札幌開業を見据え、効果的な利用促進策を展開する **■グローバル化に対応した活力ある社会の構築** ・広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成を進める **■持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備** ・鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実を図る ・冬期間を含めた道外との安定的な高速交通アクセスを確保する

（２）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、公共交通について市町の地域公共交通計画等との連携、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成、交通結節点の機能強化を図るよう整備の方針が示されています。

表 2-5　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における交通体系の整備の方針

目標年次：令和 12（2030）年

区域	計画名	決定日	交通体系の整備の方針
室蘭市 登別市 伊達市	室蘭圏 都市計画	令和 3 （2021）年 3 月 23 日	・本区域を縦断している JR 室蘭本線を広域幹線軸として位置づけ、今後の北海道新幹線の整備を見据えた維持・活用を図る ・本区域のうち、室蘭市においては、「地域公共交通網形成計画」を策定し、まちづくりと一体となって生活を豊かにする利便性の高い公共交通網の実現を目指した取り組みを進めていることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める
苫小牧市 白老町 安平町 厚真町	苫小牧圏 都市計画	令和 3 （2021）年 3 月 23 日	・公共交通の充実及び交通結節点の機能強化を図り、公共交通の利用を促進するとともに、バリアフリー化の推進により安心して歩くことができる歩行空間づくり、また、自転車利用を促進するため、自転車道路のネットワークの形成を図る ・本区域においては、持続可能な地域公共交通に関する計画を策定し、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするとともに、交通結節点の確保・機能強化に努め、土地利用計画と連携した効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成を図る
洞爺湖町 壮瞥町	虻田 都市計画	令和 2 （2020）年 4 月 7 日	・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める ・既存の観光資源や交通体系を活用しながら効果的な連携を図るとともに、周遊観光の推進に必要な施策の検討を進める
むかわ町	鵡川 都市計画	令和 3 （2021）年 3 月 23 日	・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める ・JR 北海道の路線見直しや人口減少等の社会情勢の変化に伴い、交通動線の変化が予想されることから、都市内道路網の見直しを含め、交通結節点機能の確保・充実を図るとともに、円滑な交通環境の向上に努める

（3）北海道胆振地域市町の上位・関連計画

各市町の計画における公共交通に関する主な施策内容を以下に示します。

（3）-1）総合計画

各市町の総合計画では、鉄道・バス路線の維持確保のほか、市町内公共交通の充実、観光客も含めた公共交通利用者の利便性向上、学生・高齢者等交通弱者への支援等を行うこととしています。

表 2-6 総合計画における公共交通に関する施策（1/8）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
室蘭市	第 6 次室蘭市総合計画 令和 2（2020）年度から 概ね 10 年間	**■『地域公共交通網形成計画』の推進** ・地域ニーズや利用状況のほか、公共施設の拠点集約や職場と住居の距離が近いことなどの視点を踏まえ、効率的かつ利便性の高い公共交通網の形成に取り組みます ・また、高齢化や地形特性などを踏まえ、誰もが利用しやすい公共交通の利用環境整備に取り組むほか、地域住民・交通事業者・行政などで連携して利用促進を図り、公共交通を守り育む取り組みを進めます
苫小牧市	苫小牧市総合計画 第 7 次基本計画 令和 5（2023）年度 ～令和 9（2027）年度	**■公共交通等サービスの利便性向上** ・中心市街地エリアにおける交通サービスの課題を整理し、実証事業の効果や先進事例の成果等も踏まえながら、交通サービス整備の方向性や導入、整備機能を検討します **■市内公共交通の充実** ・公共交通事業者や沿線自治体などと連携し、鉄道、路線バスを始めとする公共交通の利用促進及び利便性の向上を図ります ・市内の公共施設や商業施設と連携した利用者への情報提供など、利用しやすい環境づくりやバス待ち環境改善のため、バスロケーションシステムの利用拡大を図り、乗継ポイントとなる交通結節点の整備を促進します **■市内公共交通ネットワークの構築** ・将来人口の減少や少子高齢化社会に向けてバス路線の再編を行い、利便性と効率性のバランスを取りながら持続性の高い公共交通ネットワークの構築を推進します ・ICT を活用した新たなモビリティサービスの推進に向けて、とまこまい版 MaaS 実証事業を実施し、利便性が高く、質の高い交通サービスを提供します

表 2-7　総合計画における公共交通に関する施策（2/8）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
登別市	登別市総合計画 第 3 期基本計画・ 第 3 次実施計画 令和 4（2022）年度 ～令和 7（2025）年度	**■魅力ある観光地づくり** ●国内外の観光客に優しい観光地づくり ・登別駅前広場は、近年の国内外観光客の増加等により交通結節点機能が低下していることから、駅前広場を新たに整備することにより、安全で利便性が高く、福祉に優しく賑わいのある駅前広場とすることを目的とする（登別駅前広場整備事業） ●感動と癒しのある観光地づくり ・登別温泉地区と民族共生象徴空間（ウポポイ）を結ぶ都市間バスの運行支援を行い、相互送客することにより、観光客入込数の増加及び観光客の滞在時間の延長を図ることを目的とする（登別温泉・ウポポイ運行支援事業） **■総合的な交通網の整備** ●交通手段の確保 ・市民の生活に必要なバス路線を維持することにより、地域生活における交通手段を確保することを目的とする（地方生活バス路線維持費補助金） ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定及び道路運送法の規定に基づく協議会として、地域公共交通の活性化等のために必要な事項を協議することを目的とする（地域公共交通等検討会議経費） **■地域に根ざした魅力ある学校づくり** ●教育環境の充実 ・スクールバス・スクールタクシーを運行することにより、遠隔地から通学する児童生徒の負担及び保護者の経済的負担の軽減を図り、児童生徒の登下校の安全性を確保することを目的とする（スクールバス・スクールタクシー運行事業） **■市民の信頼に応える行財政運営** ●行政機能の充実 ・市バスを効率的に運行することにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする（市バス運行業務）

表 2-8　総合計画における公共交通に関する施策（3/8）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
伊達市	第 7 次伊達市総合計画 基本計画 平成 31（2019）年度 ～令和 10（2028）年度	**■消費者ニーズに対応した商業の振興** ●買い物弱者への支援 ・運転免許証の返納や、商店等の撤退により日常生活で必要なものを購入することが困難となった買い物弱者が、安心して買い物をすることができるよう必要な対策を進めます **■公共交通網の確立** ●公共交通のあり方の見直し ・市内公共交通の利用実態や市民ニーズなどを把握し、利用者や交通事業者等と連携を図りながら、伊達市にふさわしい移動手段の確保を目指します ●ライフモビリティサービスの充実 ・高齢者を対象とした会員制乗合タクシー（予約制）の充実など、ドア to ドアの移送サービスを基本とした高齢者の生活の足の確保を図ります ●公共交通の利用促進 ・公共交通を維持するためにも、交通事業者と連携した積極的な情報発信や啓発により、公共交通の利用を促し、利用者数の確保を図ります
豊浦町	第 6 次豊浦町総合計画 後期基本計画 令和 5（2023）年度 ～令和 9（2027）年度	**■公共交通の充実** ●JR 路線及び路線バス維持・確保 ・JR 及びバス事業者と連携し、路線経営の安定と路線の維持・確保を図ります ・また、沿線自治体との連携により、JR 路線及び路線バスの利用を促進します ●地域公共交通の充実 ・町営バスやコミュニティバスなど町が運行しているバス路線により、町内の移動手段を確保します ・また、利用者のニーズ把握に努め、バスの利便性向上と運行の適正化を図ります **■地域福祉の推進** ●地域福祉推進体制の充実 ・豊浦町社会福祉協議会を中核とした地域の福祉ネットワークの充実を図り、各種福祉活動の一層の活発化を促進します

表 2-9　総合計画における公共交通に関する施策（4/8）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
壮瞥町	第 5 次壮瞥町 まちづくり総合計画 前期基本計画 令和 2（2020）年度 ～令和 6（2024）年度	**■移動手段の確保と交通基盤整備** ・昭和 61(1986)年に廃止された国鉄胆振線の代替バスやバス路線の経路以外の点在集落の交通対策として、平成 26(2014)年から本格運行を開始したコミュニティタクシーは、通院や買物などの交通手段として利用されています ・バス路線維持のあり方やコミュニティタクシーの利用しやすい体制の検討を行う必要があります ●公共交通の路線維持 ・路線維持の方向性とあり方を検討 ●コミュニティタクシーの充実 ・運行体制の検討及び利用の促進 **■各地区の基盤整備** ・第４次まちづくり総合計画の地区整備では「住宅市街地整備方針など諸計画での位置付けを基本として、町の財政状況を十分勘案し、各地域の歴史的背景と特性を生かした計画性のある地区整備を推進します」と位置付けていました ・計画期間中、財政状況を考慮しながら、各地区の整備を行ってきましたが、平成 25(2013)年度に久保内保育所の廃止、平成 28(2016)年度に久保内中学校統合、平成 31(2019)年度からは、久保内小学校が休校となるなど、滝之町以外の人口減少、限界集落化が進んでいます ・第５次では、各地域の特性や歴史的背景を生かし、バランスに配慮した整備を推進する必要があります ●滝之町地区（滝之町・立香） ・公共交通機関利用の利便性の確保

表 2-10　総合計画における公共交通に関する施策（5/8）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
白老町	第 6 次白老町総合計画 令和 2（2020）年度 ～令和 9（2027）年度	**■地域公共交通サービスの維持・充実** ・町民の生活交通手段の確保や高齢者等の外出機会の創出等を図るため、交通事業者等と連携しながら、利用しやすく満足度の高い、持続可能な公共交通サービスの充実に努めるとともに、積極的な情報発信等により、公共交通の利用を促進します **■生活交通の拡充** ・交通弱者の生活の足を確保するため、利便性の高いドア・ツー・ドアでの移動が可能なデマンド交通の拡充や、通院、買い物、都市間移動などが快適に行えるダイヤや経路の設定など、多様なニーズに対応した生活交通サービスの提供に努めます **■訪れやすいまちづくりの整備・充実** ・多様化する観光ニーズに応えるため、観光インフォメーションセンターを拠点とした町内の周遊性を高めるための情報発信やガイド人材の育成、交通アクセスの整備のほか、宿泊施設、飲食店、土産品店等、民間事業者の参入促進等に努めます ・また、外国人観光客の増加に備え、多言語対応やキャッシュレス化、観光地のバリアフリー等にも取り組みます
厚真町	第 4 次厚真町総合計画 基本構想・基本計画 平成 28（2016）年度 ～令和 7（2025）年度	**■都市基盤の充実** ●地域公共交通の充実 ・民間事業者と連携しながら、通勤・通学・買い物・通院に不可欠な公共交通の維持確保に努めます ・デマンドバスや土曜夜間、日曜・祝日のタクシー運行については、利便性と効率性が更に高まるよう、継続的に改良を図っていきます ・特に、町外への路線バスとデマンドバスとの接続、デマンドバスの毎日運行等については、時期などを見極めながら導入を検討していきます

表 2-11　総合計画における公共交通に関する施策（6/8）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
洞爺湖町	第 2 期洞爺湖町 まちづくり総合計画 平成 29（2017）年度 ～令和 8（2026）年度	**■道路・交通網の整備** ●日常生活維持に必要な公共交通機関の生活路線の維持管理に努めるとともに、広域交流機能としての役割強化を図ります ・生活路線の維持に努めます ・利用状況や採算性に見合った持続可能で利用しやすい交通手段の検討・確保に努めます **■観光の振興** ●観光従業員の確保及び多言語案内などの質の向上に向けた人材育成を推進します ・ＪＲ洞爺駅やバスターミナルにおける多言語案内の強化を図り、関係機関と連携した外国人観光客に対する交通や輸送等のサービス提供を推進します ・冬期間のバス路線閉鎖に伴う２次交通の確保に向けて、実証実験の取り組みを推進します
安平町	第 2 次安平町総合計画 後期基本計画 令和 5（2023）年度 ～令和 8（2026）年度	**■地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援** ●地域企業との連携による追分高等学校の特色ある取組への支援 ・現在、町内通学生を対象とした JR 利用支援については町外からの通学生への拡充を行いながら、町内外から通学しやすい環境づくりを進めるなど、存続支援協議会が行う各種事業に対して、引き続き支援を行っていくとともに、追分高等学校への給食提供を行っていきます **■交流人口の拡大と連動した商業の活性化** ●回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 ・安平町商工会が事業主体となり実施しているデマンドバス事業については、デマンドバスと商店街利用を連動させた取組など、商店街活性化や街中での滞留を促す仕組みづくりを関係機関と検討していきます ・また、将来的には人の移動だけではなく、町民のニーズに合わせた様々なモビリティサービスの可能性についても検討していきます **■持続可能な地域公共交通の確立** ●地域公共交通の利便性･効率性の向上による交通弱者対策の推進 ・安平町地域公共交通計画に基づき、鉄道・路線バス・デマンドバス･ハイヤーの利用促進を含めた町全体の地域公共交通サービスの最適化を推進し、子どもや高齢者に必要となる町民の足の確保とともに、回遊交流を意識した来訪者利用などの観点を踏まえて、便利で利用される持続可能な公共交通の実現を図ります

表 2-12　総合計画における公共交通に関する施策（7/8）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
安平町	第 2 次安平町総合計画 後期基本計画 令和 5（2023）年度 ～令和 8（2026）年度	**■持続可能な地域公共交通の確立** ●交通機関の維持存続に向けた利用促進 ・「ＪＲ単独では維持困難な線区」に位置づけられた室蘭線は、通学をはじめ通院や通勤などにおいて町民が利用し、住民生活に重要な役割を果たしています ・室蘭線の存廃は、利用者の利便性を損なうだけでなく、鉄道の歴史とともに歩み、鉄路を幹線として形成されたこの町の発展に重大な影響を及ぼすことから、鉄道で通学する追分高校生徒に対する通学費助成や町内団体を対象とする鉄道等利用促進活動費助成など安平町としての対策を講じるとともに、今後も北海道や道内沿線自治体などと連携しながら、鉄道路線の維持存続を最優先として適切に対応していきます ・鉄道をはじめ各公共交通機関の維持存続のためには、利用者の確保が必要であることから、各交通機関の役割分担と連携の改善による機能向上や総合時刻表及び乗り方ガイドの配布による公共交通の組合せ利用の啓発を図るとともに、ノーマイカー運動の取組をはじめとした生活とまちづくりに欠かせない交通機関であるという意思を顕示し、運賃助成やポイントあびらとの連携などの利用促進策を進めながら、鉄道や路線バス、さらにはハイヤー事業の維持確保に取り組みます ・バス交通については、北海道胆振地域公共交通活性化協議会による「胆振地域公共交通計画」の策定及び計画の推進を図り地域間幹線バスを維持確保するとともに、東胆振定住自立圏の連携事業として、構成町の交通機関と苫小牧市内のバス路線の乗り継ぎ改善など、各種輸送機関の相互連携による圏域全体の地域公共交通の確保に努めます ・デマンドバス及びハイヤーについては、老人クラブなどを通じた利用啓発や運賃助成事業及び運転免許証自主返納者支援事業等の周知強化はもとより、運賃支援策の対象範囲を町外親族等まで広げる検討を行い、同時に運転手不足への対策を講じながら、支える人材と乗客の獲得を図り、移動のセーフティネット構築を目指します ・また、「ＭＯＮＥＴバス予約」（スマホ予約アプリ）の機能を最大限に広げることによる新たなデマンド交通の仕組みの検討やハイヤー事業における新制度「相乗りタクシー（乗車距離に応じて運賃を按分）」の導入検討など、早来地区のハイヤー空白状態の解消に向けた取り組みを進めます

表 2-13　総合計画における公共交通に関する施策（8/8）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
むかわ町	第 2 次むかわ町 まちづくり計画 前期基本計画 令和 3（2021）年度 ～令和 7（2025）年度	**■公共交通の維持・活性化** ・町民や事業者などが連携して、利便性を向上し地域の移動ニーズに対応した効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進します ・また、公共交通機関の利便性の向上を図り、人々が行き交い賑わいのあるまちを目指します ●総合的な交通体系の整備 ・公共交通の利用を促進するとともに、利便性・効率性を向上し、継ぎ目のない総合的な交通体系の整備・維持に努めます ●路線バスの維持・活性化支援 ・地域の日常的な移動手段を確保するとともに、町内外での交流促進や利用者拡大が図られるよう、利用者目線による路線バスのルート・ダイヤの改善に努めます

（3）-2）地域公共交通網形成計画・地域公共交通計画

本地域で地域公共交通網形成計画※1または地域公共交通計画※2を策定しているのは 10 市町です。これら地域公共交通に関する計画に基づき、持続可能な交通網の形成、ICT 等を活用した効率的なサービスの拡充、公共交通間のシームレス化に資する拠点形成等を行うこととしています。

表 2-14　地域公共交通網形成計画・地域公共交通計画における公共交通に関する施策（1/6）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
室蘭市	室蘭市 地域公共交通計画 令和 6（2024）年度 ～令和 10（2028）年度	■まちづくりと一体となって生活を豊かにする利便性の高い公共交通網の実現 ●コンパクト・プラス・ネットワークの実現 ・持続可能な公共交通網の構築 ・都市の骨格交通軸の維持・改善 ●地区特性を踏まえた多様な公共交通の確保 ・地区特性に応じた最適な公共交通の導入 ・高齢者も外出したくなる公共交通の構築 ●公共交通の利便性向上や市民意識の醸成による利用促進 ・公共交通の利用環境整備による利便性向上 ・市民意識の醸成など公共交通全体の活性化 ●公共交通サービスの持続的な提供に向けた取り組み強化 ・公共交通を守り育む
苫小牧市	苫小牧市 地域公共交通計画 令和 3（2021）年度 ～令和 7（2025）年度	■将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成 ●利用促進と利便性向上 ・鉄道・路線バスなどの利用促進 ・鉄道・路線バスなどの利便性向上 ●将来都市構造に対応した持続可能な公共交通網の形成 ・バス路線網の効率化 ・バス路線網を補完する交通サービスの充実 ●継ぎ目のない交通の実現（シームレス化） ・広域交通結節機能の強化（苫小牧駅） ・複合型生活拠点（沼ノ端駅周辺）における乗り継ぎ拠点の整備 ・生活拠点（明徳町、日新町、三光町）における乗り継ぎ拠点の整備 ・乗り継ぎ利便性の向上 ●わかりやすく、安心・便利な交通サービスの提供 ・初めてでもわかりやすい交通サービス ・安心で便利な交通サービス ●広域移動利便・観光振興への貢献 ・観光拠点・空港・港湾・都市間との交通アクセス向上

※1 令和 2 年 6 月の一部改正前の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通に関する計画
※2 令和 2 年 6 月の一部改正後の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通に関する計画

表 2-15　地域公共交通網形成計画・地域公共交通計画における公共交通に関する施策（2/6）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
登別市	登別市 地域公共交通計画 令和 4（2022）年度 ～令和 8（2026）年度	**■地域住民をはじめ誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通の実現** ●既存公共交通を基本とした持続可能な公共交通ネットワークの確保 ・持続可能な公共交通体系構築のための路線の見直し ・高齢者をはじめ各世代に対応した利用促進の実施 ●輸送資源の総動員と連携による公共交通の充実 ・輸送資源の総動員による移動支援 ・ICT 技術等を活用した利便性の高い公共交通サービスの提供 ●地域住民・観光客に対する安全・安心な移動支援 ・観光客に対する公共交通支援 ・公共交通空白地域等における移動支援
伊達市	伊達市 地域公共交通計画 令和 4（2022）年度 ～令和 8（2026）年度	**■環境に優しく持続可能で誰もが移動しやすい公共交通網の実現** ●効率的で効果的な公共交通網の再構築 ・倶知安伊達線の存廃検討と伊達大滝線のピーク時の路線維持 ・国鉄胆振線代替バスのデマンド型交通への転換による大滝区住民の移動手段確保 ・愛のりタクシーへの AI 技術の導入による利便性・利用率向上と、それらを基にした路線バスの高効率化 ●きめ細かい交通支援による利便性向上 ・愛のりタクシーの利用説明会など、PR 活動の強化 ・愛のりタクシーの対象者や運行時間の拡張など、より利用しやすい仕組みの確立 ・タクシー事業者に対するユニバーサルデザインタクシーの導入支援 ●まちづくりとの連携による地域活性化 ・交通結節点の機能強化や周辺施設の活用などのまちづくりとの連携 ●利用促進策の強化による公共交通の維持 ・広報誌への掲載等による市民の関心を高める活動の強化 ・公共交通利用者への助成制度の見直し ・体験乗車会などの実施による公共交通への理解の促進

表 2-16　地域公共交通網形成計画・地域公共交通計画における公共交通に関する施策（3/6）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
壮瞥町	壮瞥町 地域公共交通計画 令和 6（2024）年度 ～令和 10（2028）年度	**■未来へつなぐ持続可能な公共交通体系の実現** ●町内移動を支える公共交通の維持・改善 ・コミュニティタクシーの利便性向上策の検討（運行時間や目的地の明確化） ・免許返納者への支援制度など、自動車からの転換機会の向上 ・ハイヤーによる町内移動の支援方策の検討 ●町内交通と広域交通とのシームレスな移動の確保 ・町内交通と広域交通とのシームレスな移動の確保・維持 ・乗継ポイントにおける待合空間の改善（空間の活用や乗継時間の明確化） ●利用実態・生活実態を踏まえた広域移動の維持・改善 ・選択と集中による持続可能な広域交通の維持・改善（片道 1 便の路線などの見直し） ・アフターコロナを見据えた観光客に配慮した移動支援策の検討 ●町内公共交通の持続的な運行に向けた利用促進策の実施 ・住民との意見交換会の実施 ・町民向けのバスマップ、時刻表の作成 ・ICT 技術を活用した利便性向上策の検討
白老町	白老町 地域公共交通網 形成計画 平成 29（2017）年度 ～令和 6（2024）年度	**■地域と暮らしを支え、人とコミュニティをつなげる公共交通システムの構築** ●暮らしの利便性と快適性を確保する元気号の運行内容の見直し ・地域循環バス「元気号」における路線及び時刻表の見直し ●町内公共交通の利用者需要に即した新しい交通(デマンド型交通等）の効率的な導入 ・町内迂回区間における定時定路線と予約運行型を組み合わせた新たな公共交通形態の導入 ●バスマップの作成・配布や運賃施策などの利用促進策の実施 ・町内バス交通を網羅した利便性が高く使いやすいバスマップの作成・配布 ・町内バス交通におけるわかりやすい運賃体系の構築 ●移動困難者における生活移動の支援策の検討 ・後期高齢者等における移動困難者への生活支援サービスの継続検討 ●生活交通と連携した町内観光施設を周遊するバス路線の検討 ・本町への来訪者における移動を支援する観光周遊バス路線の導入 ●町民の広域的な生活行動を支援する苫小牧市及び登別市等近隣市への広域公共交通の検討 ・本町と周辺市町を結ぶ地域間幹線系統の維持

表 2-17　地域公共交通網形成計画・地域公共交通計画における公共交通に関する施策（4/6）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
厚真町	厚真町 地域公共交通計画 令和 4（2022）年度 ～令和 8（2026）年度	■みんなでつくる自家用車に頼らなくても暮らせるまち ●町内での日常の暮らしを支える、まちづくりと連動した利便性の高い公共交通網の形成 ・立地適正化計画やまちづくり計画等と連動しデマンド交通（地域内フィーダー系統）の再編 ・町内完結バス路線の見直し ・中心拠点及び都市機能誘導区域における交通結節点機能の充実 ●定住自立圏の中心市や周辺市町の都市機能の活用を図るための、交通ネットワークの強化 ・町内の輸送資源を総動員した広域交通との接続の確保 ・厚真町と周辺市町を結ぶ生活交通の維持・確保 ●わかりやすく利用しやすい持続可能な地域公共交通の実現 ・地域公共交通に関するわかりやすい情報提供 ・ICT 技術を活用したデマンド交通の高度化 ・公共交通利用促進にかかる各種支援 ・持続可能なデマンド交通の構築 ・来訪者や利用しやすい交通の提供 ●既存の公共交通の枠組みにとらわれない新たな移動サービスの実現 ・先進的な取組の導入に向けた積極的な検討 ・地域のおける新たな移動サービスの実現と普及に向けた情報提供 ●みんなで考え、つくり、つなぐ公共交通の実現 ・地域公共交通の維持存続に向けた啓発活動（モビリティ・マネジメント）

表 2-18　地域公共交通網形成計画・地域公共交通計画における公共交通に関する施策（5/6）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
洞爺湖町	洞爺湖町 地域公共交通計画 令和 5（2023）年度 ～令和 9（2027）年度	**■町内三地区が結びあい安全・安心・快適に住み続けられる公共交通網の構築** ●３地区間（虻田地区と各地区の往来）をスムーズに移動できるようにしていこう ・バスの接続、乗継をしやすくする ・より便利で効率的な移動手段への転換を行う ●コンパクトで分かりやすい交通体系にしていこう ・虻田地区内をより使いやすく移動できる ・洞爺湖温泉地区及び洞爺地区で気軽にお出かけできる ●町内交通と町外交通の乗り継ぎ環境を改善していこう ・広域的な移動に伴う各交通機関の接続、乗継をしやすくする ●公共交通に興味を持ってもらおう ・公共交通も利用していくために必要な情報提供を行う ・公共交通を利用しようと思うきっかけづくり ・持続的な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化
安平町	安平町 地域公共交通計画 令和 4（2022）年度 ～令和 8（2026）年度	**■移動目的に合わせた適切な公共交通の維持・改善と ICT 技術等の多様な連携による利便性が高く、持続可能な地域公共交通の実現** ●幹線の利用促進と維持改善 ・シームレスな公共交通体系の維持による公共交通利用者の確保 ・関係機関との協議による議論の活発化 ●きめ細かい支線の機能強化 ・現状のルートや運行時間に配慮した利便性の高い循環バスへの見直し ・移動ニーズに合わせた選択と集中による強弱のある運行形態への変更 ●自由度の高い町内交通の振興 ・事前登録、利用予約など乗車前の仕組みの改善 ・デマンドバスの改善とハイヤーとのすみ分け・補完 ・土日を含めた持続可能な輸送手段確保のための継続的な人材確保・資金調達の検討 ●横断的な利用促進策の強化による公共交通の活発化 ・ICT 技術を活用した公共交通の利用促進 ・生活交通を中心とする観光二次交通への応用 ・企画乗車券や割引サービス等の運賃施策の検討・継続 ・町民自らが考え、協働による意識の醸成

表 2-19　地域公共交通網形成計画・地域公共交通計画における公共交通に関する施策（6/6）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
むかわ町	むかわ町 地域公共交通計画 令和 6（2024）年度 ～令和 10（2028）年度	**■人と地域の心をつなぐ地域公共交通～むかわならではの持続可能な移動の実現～** ●公共交通ネットワークの再編・利便性の向上 ・既存バス路線の再編、ルート変更の検討・実施 ・利用者ニーズに応じた運行バスダイヤ等の見直し ・デマンド交通の需要等に応じた公共交通の運行見直し ・周辺自治体との広域連携の実施 ●通学実態・ニーズに応じた通学手段の見直し ・公共交通を活用した通学手段確保対策の検討（高校生対象） ・スクールバス運用の見直し（小中学生対象） ●高齢社会に対応した交通環境の整備 ・公共交通のバリアフリー化（高齢者等が乗降しやすい車両導入） ・高齢者等のバス・タクシー利用助成の推進 ●公共交通の関心度向上・情報発信の強化 ・総合的な地域公共交通マップの作成・活用 ・運行情報提供の充実 ・公共交通や道の駅、各種団体等と連携した公共交通の利用促進 ・公共交通を守り育てる意識の醸成 ●快適な公共交通利用環境の充実 ・JR 鵡川駅の機能強化 ・交通結節点の待合環境の充実 ●バス・タクシーの安定的な運行の維持 ・バス・タクシー運転手確保に向けた取組の実施 ・車両の小型化による維持費の削減 ●地域特性に応じた移動手段の検討・導入 ・新たなモビリティの検討・実証・導入

（3）-3）都市計画マスタープラン・立地適正化計画

各市町の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画では、公共交通について鉄道・バス路線・各市町内を運行するコミュニティ交通の維持確保のほか、交通結節点の機能強化・創出、ICT を活用した利便性向上・効率化の実施等を行うこととしています。

表 2-20　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（1/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
室蘭市	室蘭市都市計画 マスタープラン 令和 2（2020）年度 ～令和 22（2040）年度	**■交通体系（道路や公共交通のネットワークに関する方針）** ●公共交通 ・「室蘭市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域特性や現状を踏まえ、市全体で生活利便性の高い公共交通網の形成に取り組みます ・持続可能な公共交通サービスの提供に向け、交通事業者や市民などの関係者と一体となって、公共交通の利用促進や利便性向上に取り組みます ・公共交通の利用環境の向上のため、JR 室蘭駅や JR 東室蘭駅などの主要な交通結節点の機能向上や各鉄道駅・各バス停留所の待合環境の改善に向けて、交通事業者と連携して取り組みます
	室蘭市 立地適正化計画 令和元（2019）年度 ～令和 22（2040）年度	**■生活を豊かにする利便性の高い公共交通網の実現** ・室蘭市地域公共交通網形成計画に基づき、拠点等へのアクセス維持を考慮した公共交通網の構築や、地域特性を踏まえた多様な地域公共交通の確保、公共交通の利用促進、公共交通サービスの持続的な提供等、行政・交通事業者・利用者等の関係機関が協働した取組の展開

表 2-21　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（2/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
苫小牧市	第 2 次 苫小牧市都市計画 マスタープラン 令和元（2019）年度 ～令和 20（2038）年度	**■交通ネットワークの方針** ●都市拠点の中核となる広域交通結節点の形成 ・苫小牧駅周辺は広域交通結節点として都市拠点の中核を担うエリアであるため、多様な交通手段への対応や、円滑な歩行者動線の確保、交流空間の確保を可能とする適正規模の駅前広場の機能再編・強化を行うとともに、駅周辺の一体的な再整備を推進します ・交通結節点におけるユニバーサルデザイン化を進め、鉄道やバス、タクシーなどへの乗継利便性の向上を図ります ●バス交通の充実による基幹的交通網の形成 ・都市骨格軸や生活軸におけるバス専用・優先レーンの設置などにより、バスの定時性や輸送力を高め、市内の基幹的交通網の形成を図ります ・高齢者や子どもなどの日常生活の移動手段を確保するとともに、東西交通の混雑解消に向けて、通勤・通学や買い物などにおける公共交通への利用転換を促進するため、利用者のニーズを踏まえた路線や便数などの改善・再編を促進します ・都市拠点における商業施設や公共公益施設を結ぶ循環バスや、生活拠点と背後の住宅地を結ぶデマンド型バスといった最適な交通手段導入により、各施設へのアクセス性を高め、都市拠点や生活拠点における回遊性や利便性の向上を図ります ●鉄道網の維持存続と都市間輸送の充実 ・道内各都市と結ばれている鉄道網の特性を活かし、ビジネス利用や観光需要に対応した利便性、速達性の向上を図ります ・胆振・日高圏と新千歳空港を結ぶ交通利便性を高めるため、広域交通結節点である苫小牧駅からのアクセス性向上を図ります ・鉄道は、日常生活や物流を支える重要な交通インフラであるため、社会経済状況や利用状況なども踏まえながら、路線の維持を図るため、関係機関や事業者と連携した取組を進めます ●デマンド型交通による移動手段の確保 ・樽前地域と植苗・美沢地域で運行しているデマンド交通については、誰もが利用できる効率的で利便性が高い持続可能な公共交通システムとなるよう維持・改善を図ります ・利用者数の減少などによりバス路線の維持が困難になった地域については、デマンド交通などへの転換により利用者（市民）の足を守ります

表 2-22　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（3/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
苫小牧市	第 2 次 苫小牧市都市計画 マスタープラン 令和元（2019）年度 ～令和 20（2038）年度	**■公共交通の利用促進策の実施** ・IC カード乗車券の導入やバスロケーションシステムなど、利便性向上につながる取組を進め、公共交通へのモーダルシフトを図ります ・事業者との協働による割引切符やイベントにあわせた旅行商品の企画など、新たな公共交通利用者の増加に向けた取組を進めます ・都市拠点や生活拠点における、公共公益施設・商業施設を活用したバス待合スペースや、休憩・交流機能などと一体となったバス待合所を整備し、利便性の向上を図ります
	苫小牧市 立地適正化計画 令和 5（2023）年度 ～令和 22（2040）年度	**■生活及び通勤・通学の利便性を備えた道路・交通、歩行者空間のネットワークづくり** ●子育て世代が住み続けたい便利なまち ・通学環境の向上に資する、都市骨格軸・生活軸の強化（居住地と拠点・工業地等との連絡、企業送迎バス、スクールバス等）を図ります ●高齢者が住み続けられる快適なまち ・公共交通空白地域や買物難民の発生が懸念されるエリアへの公共交通ネットワークの確保（オンデマンド交通サービス、公共交通利用インセンティブ、福祉バス等）を図ります ●若者世代が住みたい魅力的なまち ・通勤・通学環境の向上に資する、都市骨格軸・生活軸の強化（居住地と拠点・工業地等との連絡、企業送迎バス、スクールバス等）を図ります
登別市	登別市都市計画 マスタープラン 令和 4（2022）年度 ～令和 23（2041）年度	**■交通体系の方針** ●地域に即した公共交通ネットワークの構築 ・利便性の高い多核連携都市を実現するために、地域間をつなぐ公共交通の維持・確保を図ります ・高齢化社会にも配慮した交通のあり方を検討します ・バスロケーションシステムの導入をはじめとした情報通信技術の活用により、公共交通の利便性を高めます ・既存の交通インフラを十分に生かしながら、公共交通の効率化を図り、経済活動の持続的な発展を推進します ●乗り換え・乗り継ぎ施設の機能の充実 ・登別駅前広場などの交通結節点において、鉄道やバス、タクシー等への乗り継ぎ利便性の向上を図ります ・市役所庁舎の建設に合わせ、市民が各地域から新庁舎へアクセスしやすいよう、公共交通の運行ルート等を検討します

表 2-23　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（4/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
登別市	登別市 立地適正化計画 令和 4（2022）年度 ～令和 23（2041）年度	**■公共施設等の適正配置や都市機能の誘導・集約による賑わいある利便性の高い都市拠点の形成** ●近隣自治体と連携した都市機能の提供 ・救急医療や周産期医療などの医療機能については、登別市内外の利用者の利便性を維持するため、近隣自治体とともに提供体制を検討します ・また、日常的に利用される商業機能についても、登別市内外からの集客力があることから、交通利便性の高い位置に集積させた上で、地域間をつなぐ公共交通の維持・確保を図り、利用者の利便性向上を促進します ●登別駅周辺の賑わいある拠点形成 ・登別観光の玄関口である登別駅に隣接して「（仮称）登別市情報発信拠点施設」を整備することで、観光をはじめとした産業の振興を図るとともに、市民の地域活動及び市民と観光客の交流による登別地域の活性化を図ります ・また、登別駅前広場の整備により、交通結節点としての機能向上及びバリアフリー化を図るとともに、まちの雰囲気をより引き立たせる無電柱化の検討を行うなど、まちなみ景観の形成に努めます **■誰もが利用しやすく持続可能な公共交通体系の実現** ●交通需要の変化に対応した持続可能な公共交通体系の構築 ・現状の鉄道や路線バス、タクシーを基本としながら、人口減少・少子高齢化などによる交通需要の変化や交通事業者の運転手不足等に対応して、バス路線の見直し（減便・経路変更等）や地域内の輸送手段を検討し、効率的で持続可能な公共交通体系を構築します ・また、利用者数減少下における公共交通の維持のため、自家用車から公共交通を活用した移動へと高齢者のライフスタイルの変化を促進するなど、各世代に対応した利用促進の取組を実施します

表 2-24　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（5/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
登別市	登別市 立地適正化計画 令和 4（2022）年度 ～令和 23（2041）年度	**●輸送資源の有効活用による移動支援と情報通信技術を活用した利便性の高い公共交通サービスの提供** ・関係機関との連携により、交通事業者や民間施設などが運行する送迎バス等の輸送資源を効率的・効果的に活用するなど、持続可能な移動支援を検討します ・公共交通ネットワークの再編にあたっては、利用者の混乱が生じないよう、情報通信技術を活用した移動支援について導入を検討します ・また、乗り継ぎ割引や時間的・空間的な接続についても検討し、シームレスな公共交通体系の構築に努めます **●安全で円滑な道路ネットワークの形成と交通結節点の機能強化** ・安全で円滑な道路ネットワークの形成に向けて、地域間をつなぐ幹線道路の流れがスムーズになるように道路整備を進めます ・また、長期未着手道路の必要性を検証し、社会情勢や住民ニーズを考慮して道路網の見直しを図ります ・複数の交通手段の乗り換え・乗り継ぎを行う登別駅前広場などについては、交通結節点としての機能の強化を図ります
伊達市	伊達市都市計画 マスタープラン 令和 6（2024）年度 ～令和 15（2033）年度	**■利便性・機能性の高い都市施設の方針** ●公共交通 ・市民生活に密着した公共交通機関である鉄道、バスの公共交通需要は、高齢者が増加することにより、ますますその依存度が高くなることから、利便性の向上や路線の確保に努めるとともに、ライフモビリティなど新しい交通システムの導入を促進します ・また、玄関口としての役割を担う JR 伊達紋別駅周辺については、交通結節点としての都市機能の充実に努めます **■安全で安心なまちづくりの方針** ●高齢者や障がい者に優しいまちづくりの方針 ・高齢化社会が進展するなかで、保健や医療をはじめ福祉の充実を図るとともに、公共交通の確保や歩道のバリアフリーなど、ノーマライゼーションの理念に基づいた高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます

表 2-25　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（6/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
白老町	第 2 次 白老町都市計画 マスタープラン 令和 4（2022）年度 ～令和 23（2041）年度	**■拠点へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの構築** ●公共交通体系の整備 ・高齢化社会を迎える中、公共交通が果たす役割はこれまで以上に重要になっていることから、バスや鉄道など既存公共交通網が将来にわたり持続できるよう、関係機関と連携・協力を図りながら、利用環境の維持・改善に努めます ・バス事業者や近隣自治体と連携し、既存のバス路線の維持・充実を図りつつ、より広域で誰もが利用しやすい地域公共交通網の形成を検討します ・「白老町地域公共交通網形成計画」の見直しを図りながら、効率的で利便性の高い運行形態の構築に努めます ・また、過度に自家用車に頼る状態から公共交通を適度に利用する状態へと町民の自発的な意識転換を促す取組（モビリティマネジメント）を進め、公共交通に対する町民の関心・理解度の向上に努めます ●公共交通機能の充実 ・誰もが円滑な移動サービスを享受できるよう、新たな移動手段の確保策について検討します ・また、コミュニティバス等の接近がわかるロケーションシステムや MaaS 等の交通に関する新技術など、国や民間等の動向を注視しながら、その活用について検討します ・運転に不安を感じる高齢者等が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに取り組み、高齢ドライバーによる交通事故防止と町内循環バスの利用促進を図ります ・バス待ち環境の向上や、車両のバリアフリー化などを進め、誰もが快適に公共交通を利用できる環境整備を促進します ・拠点間における回遊性の向上と活発な観光交流を促すため、観光客の移動ニーズ等を調査・分析しながら、交流促進バスの利用促進を図ります

表 2-26　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（7/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
白老町	白老町 立地適正化計画 令和 4（2022）年度 ～令和 23（2041）年度	■公共交通の充実に係る施策 ●暮らしの利便性と快適性を確保する元気号の運行内容の見直し ・利用実態に応じたコミュニティバスの見直しや交通機関同士の接続性の向上を図り、暮らしの便利性と快適性の確保に努めます ・また、バス待ち環境の向上や車両のバリアフリー化などを進め、誰もが快適に利用できる環境整備を促進します ●町内公共交通の利用者需要に即した新しい交通の効率的な導入 ・町内迂回区間における定時定路線と予約運行型を組み合わせた新たな公共交通形態の導入・拡充を推進します ・また、高齢者等が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに取り組み、高齢ドライバーによる事故防止とコミュニティバスの利用促進を図ります ●バスマップの作成・配布や運賃施策などの利用促進策の実施 ・バスマップの作成・配布や定期乗車券、バスチケット制度の運用など、利用促進に向けた各種施策を展開します ・また、路線バスの近接がわかるロケーションシステムや MaaS 等のモビリティサービスの導入など、国や民間等の動向を注視しながら、その活用について検討します ●移動困難者における生活移動の支援策の検討 ・移動困難者の生活支援に必要なサービス内容を関係団体と連携し、継続的に検討します ●生活交通と連携した町内観光施設を周遊するバス路線の構築 ・ウポポイへの来訪者の町内周遊性を高めるため、観光周遊バスの導入・利活用を図り、町内観光資源のネットワーク化を推進します ●町民の広域的な生活行動を支援する近隣市への広域公共交通の維持 ・バス事業者や近隣自治体と連携し、既存のバス路線の維持・充実を図ります

表 2-27　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（8/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
厚真町	厚真町都市計画 マスタープラン 平成 16 年度 ～令和 7（2025）年度	**■交通体系の整備** ●暮らしを支える公共交通機能の充実 ・循環福祉バス運行の維持・改善やタクシー運行補助の実施など、利用者要望を勘案した運行を行います ・また、重要度が増している町外への民間バスによる便数の増加など、公共交通機関における利便性の向上を図ります ・厚真 IC、フェリーターミナル、国道 235 号、JR 浜厚真駅といった浜厚真地区における交通の要衝については、施設相互のアクセス道路の整備によって利便性の充実を図ります
	厚真町 立地適正化計画 令和 4（2022）年度 ～令和 7（2025）年度	**■誘導方針の検討** ●まちなか居住の推進 ・移住促進に向けた、厚真町と周辺市町を結ぶ地域間幹線系統の維持・確保と、デマンド交通の再編やタクシー運行の空白時間帯解消等による路線バス及びＪＲ日高線との接続の強化 ・厚真市街地内における、交通弱者の移動円滑化等の公共交通の充実化 ●魅力ある中心拠点の形成 ・施設利用率や郊外からの集客力の向上に向けた、循環福祉バス運行の維持・改善やデマンド交通などの公共交通の充実化 **■居住誘導のための施策** ●公共交通の充実 ・循環福祉バス「めぐるくん」については、路線の再編に加え対象者及び路線の拡大やデマンド方式への転換など、利用者要望を勘案した運行を行います ・厚真町と周辺市町を結ぶ地域間幹線系統の維持・確保と、既存の町内公共交通資源を活用して広域交通との接続を強化します

表 2-28　都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（9/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
むかわ町	むかわ町都市計画 マスタープラン 令和 4（2022）年度 ～令和 13（2031）年度	■道路・交通体系 ●交通機能の強化 ・本町の交通骨格軸を構成する国道、道道及びその他これらを補完する幹線道路や鉄道、バスなどの公共交通機関における合理的な接続を図り、円滑な交通処理と交通機能の向上に努めます ・また、一般道道鵡川停車場線に位置する、JR 日高線の鵡川駅の駅前広場は、適切な駐車場、駐輪場を確保するとともに、交通結節点機能を強化します ●地域の実情に応じた利用しやすい公共交通ネットワークの整備 ・町民の大切な足となる路線バスやコミュニティバス、デマンド型交通などが連携した利便性の高い公共交通ネットワークを形成させるため、地域の利用実態や課題、町民ニーズなどを把握し、地域公共交通の維持・確保・改善及び利用促進に向けた取組を進めます ・また、周辺市町への移動手段となる JR 日高線や都市間バスについては、将来にわたる公共交通機関として維持・確保させるため、関係機関にも働きかけていきます

（3）-4）定住自立圏共生ビジョン

東胆振定住自立圏共生ビジョンでは、圏域住民の生活に必要なバス路線の維持確保及び多様な交通手段の検討を行うことを挙げているほか、西胆振定住自立圏共生ビジョンでは、観光推進に寄与するネットワーク機能の強化を行うこととしています。

表 2-29　定住自立圏共生ビジョンにおける公共交通に関する施策

計画名・年次	公共交通に関する主な施策
東胆振 定住自立圏 共生ビジョン 令和 2（2020）年度 ～令和 6（2024）年度	**■地域公共交通の維持確保と利用促進** ・圏域内住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通の課題について調査・検証するとともに、各種輸送機関との相互連携により、地域公共交通の確保に取り組む ●生活バス路線の維持・確保 ・乗合バス事業者等への支援を通じ、圏域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るとともに、多様な交通手段の検討を行う
西いぶり 定住自立圏 共生ビジョン 令和 3（2021）年度 ～令和 7（2025）年度	**■広域観光の推進** ・圏域内における観光資源を活用し、広域的な滞在型・体験型観光の推進を図る ●広域観光推進事業 ・観光団体等と連携し、地域資源を活用した観光プログラム・ルート開発や各種調査、各観光施設整備やネットワーク機能の強化、圏域観光情報の統一的発信やプロモーション活動など、広域観光の推進を図る

|2-3| 地域公共交通計画の位置づけ及び本地域における公共交通の位置づけ

（1）北海道の計画に基づく公共交通の位置づけ

北海道交通政策総合指針が示す「北海道型公共交通ネットワーク」の定義を踏まえ、本地域内を運行する公共交通を「幹線交通」、「広域交通」、「生活圏交通」の３つに分け、以下のように位置づけます。

「幹線交通」は道内の中核都市※3（札幌市・旭川市等）間等を結ぶネットワークであり、「広域交通」は中核都市・中核都市群※4（千歳市・室蘭市・苫小牧市・登別市・白老町）や地域中心都市※5（伊達市）と周辺市町などを結ぶネットワーク、「生活圏交通」は単一市町や周辺エリアでの日常生活に密接した交通ネットワークとして整理します。

表 2-30 北海道胆振地域における公共交通の位置づけ（1/2）

位置づけ	本地域の公共交通	路線等
幹線交通	鉄道	■JR 北海道-函館本線、室蘭本線、千歳線
	都市間バス	■道南バス-高速白鳥号、高速蘭東ライナー号、高速おんせん号、高速ハスカップ号、高速はやぶさ号、高速登別温泉エアポート号、登別温泉・白老線 ■北海道中央バス-高速むろらん号、高速とまこまい号
広域交通	鉄道	■JR 北海道-函館本線（幹線交通を除く）、室蘭本線（幹線交通及び生活圏交通を除く）、日高本線
	都市間バス	■道南バス-高速ペガサス号、札幌洞爺湖線
	路線バス	■道南バス ●地域間幹線系統※6-室蘭市内線②、登別・苫小牧線、室蘭・洞爺湖線①、室蘭・洞爺湖線②、室蘭・伊達線、有珠線①、日高沿岸線①（苫小牧～静内）、胆振線、洞爺湖温泉線、豊浦線、室蘭・登別温泉線、洞爺湖温泉線② ●市町村単独補助路線※7-34 系統 ■あつまバス ●地域間幹線系統-千歳線、苫小牧線①、苫小牧線②、苫小牧線③ ●市町村単独補助路線-2 系統

※令和６年３月２６日現在

※3 人口規模が一定以上で行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な都市機能を有する都市
※4 中核都市と相互に結びつきが強く、一体的に都市機能を発揮する都市
※5 エリアの中で都市サービスや日常的な生活ニーズなどの面において、中核都市の機能を補完する市や町
※6 地域間幹線系統確保維持費補助金（国と道による協調的補助）を受けて運行する、広域行政圏の中心市町村（または道が指定し、国が承認した準市町村）とその周辺の市町村間を結ぶ系統のこと（主な補助要件：計画運行回数３回/日以上、輸送量 15～150 人/日と見込まれるもの）。
※7 地域間幹線系統及び広域生活交通路線に該当しない複数の市町村を跨ぐバス路線または単独の市町村内を運行するバス路線で、沿線市町村の補助を受けて運行しているもの。

表 2-31　北海道胆振地域における公共交通の位置づけ（2/2）

位置づけ	本地域の公共交通	路線等
生活圏交通	鉄道	■JR 北海道-室蘭本線（幹線交通及び広域交通を除く）、千歳線（幹線交通を除く）、日高本線（苫小牧市内の運転区間に限る）
	路線バス	■道南バス ●広域生活交通路線※8-日新国道線 2、錦岡線、勇払線 1、勇払線 2、沼ノ端線 2、澄川錦岡線、川沿ときわ線、宮の森線 ●市町村単独補助路線-94 系統 ■あつまバス ●市町村単独補助路線-4 系統 ■自治体自主運行 ●市町村生活バス路線※9-1 系統
	ハイヤー・タクシー	
	その他	●市町等が実施する輸送サービス

※令和６年３月２６日現在

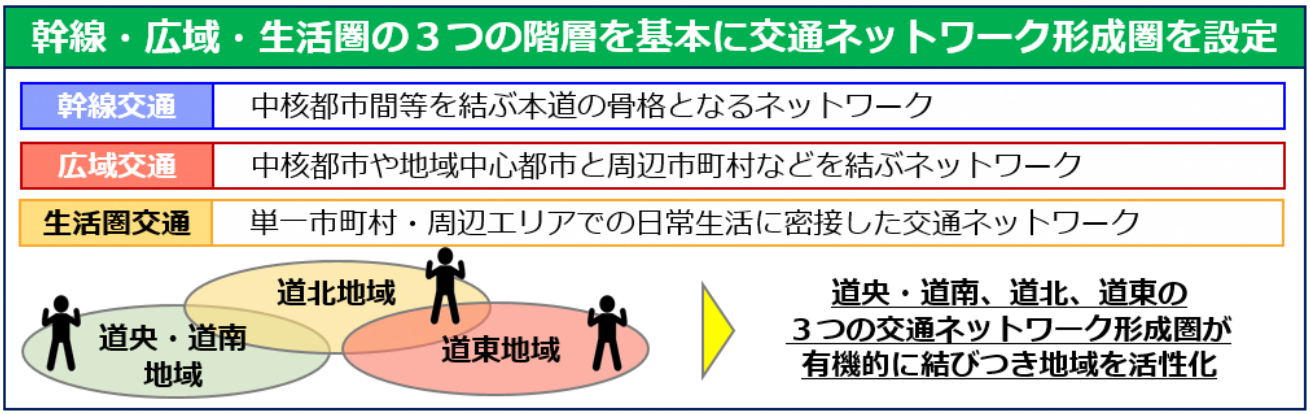

出典：北海道交通政策総合指針（北海道）

図 2-1　北海道型公共交通ネットワークのイメージ

※8 地域間幹線系統としての要件を満たさない系統のうち、広域生活交通路線維持費補助金（道と市町村による協調的補助）を受けて運行する、複数市町村を結ぶ系統や一定の条件下での同一市町村内の系統のこと（主な補助要件：運行回数２回/日以上、輸送量 10～150 人/日）。

※9 市町村生活バス路線運行費補助金（道と市町村がそれぞれ一定の割合を補助）を受けて運行する、乗合バス事業者の撤退後、市町村自らが代替バスの運行を行うもの（乗合バス事業者への運行委託を含む））（主な補助要件：平均輸送人員 1.5 人以上）。

（2）各市町の公共交通施策の視点

各計画の施策内容から、各市町の公共交通施策の視点を本地域における公共交通の位置づけに照らし合わせて整理します。

本地域の西部地域における地域中心都市である伊達市、西部地域・中部地域における中核都市群である室蘭市、中部地域・東部地域における中核都市群である苫小牧市、中部地域における中核都市群である登別市、白老町においては、幹線・広域交通をはじめ生活圏交通及び交通結節点の機能強化・創出の視点をもった施策展開となっています。

このほかの町においても、本計画の策定に先行して各市町で地域公共交通の検討を行っていることから、各市町における公共交通の維持確保の視点をもった施策展開となっています。

表 2-32　各市町の計画における公共交通施策の視点

	幹線交通	広域交通	生活圏交通		交通結節点
			周辺エリア	単一市町	
室蘭市	●	●	●	●	●
苫小牧市	●	●	●	●	●
登別市	●	●	●	●	●
伊達市	●	●	●	●	●
豊浦町	●	●	●	●	－
壮瞥町		●	●	●	－
白老町	●	●	●	●	●
厚真町		●	●	●	－
洞爺湖町	●	●	●	●	－
安平町	●	●	●	●	－
むかわ町		●	●	●	●

（3）計画の位置づけ

本計画は交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づいて策定を行います。また、北海道の上位・関連計画及び本地域における各市町の地域公共交通計画や関連計画等との整合を図るものとします。

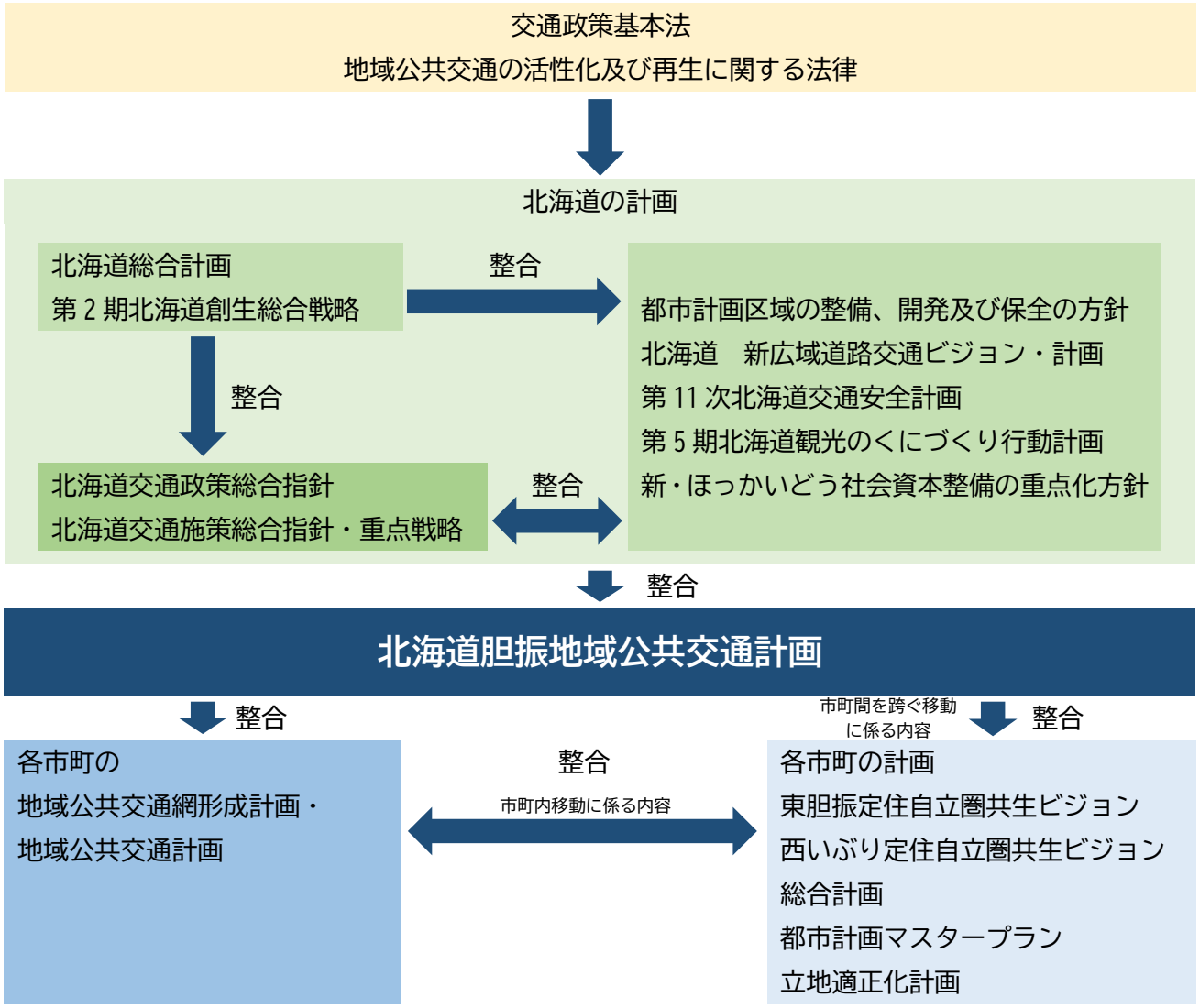

図　2-2　本計画の位置づけ